

法華經における法の使用例

——譬喩品から授学無学人記品まで——

望 月 海 淑

この論文は「棲神」第六十七号所載の「法華經における法の語の使用例——序品・方便品に関して——」の論文の続きとなるものである。したがって前の論文と併せてお読み戴ければ、よりベターであると考えている。尚将来、一冊のまとまったものと思つていたので、一部、表記上などに相違が認められるところもあるが、御了承を願いたい。又、引用の妙法華經、正法華經、梵文法華經の末尾につけられた数字は、それぞれ所依とした經典の頁数である。

所依の經典については、漢訳の場合は『大正大藏經』であり、梵文法華經は『Saddharma-puṇḍarīka』 edited by Prof. H. kern and Prof. Bunyiu Nanjio, Bibliotheca Buddhica, X, Pétersbourg, 1909—12, P. 496。

1 譬喩品における法

方便品の一仏乘の説示を聞いて歡喜した舍利弗は、釈尊にむかつて喜びを語るが、その中に次のような言葉がある。

法華經における法の使用例（望月）

法華經における法の使用例(望月)

從世尊聞此法音…我昔從仏聞如是法…我等同入法性。云何如來以小乘法而見濟度。(10下)

今聞大聖講斯法要…常從仏聞法說…法号等人。世尊為我現若干教。而志小乘(73中)

bhagavato 'nikad ghoṣaṃ śrūtvā | aśrūtva tāvad ahaṃ bhagvann idam evaṃ-rūpaṃ bhagavato

'nikad dharmam... | tulye nama dharme-dhatu-praveṣe vayan bhagavata hīna yāna niryātitaṃ (60)

と、世尊からお言葉を聞き…世尊よ、私は世尊からこのような法を聞かなかった時…法界に入るのと同じでも、我々は世尊によって劣った乗り物で分離された、と示している。

妙・正法華經において法音・法要と訳されたものは釈尊のお言葉 ghoṣa であり、法の訳語は dharme で、法性・法号は dharme-dhatu の訳であることが分かる。

しかして、喜びの心を締め括った舍利弗の言葉は、

初聞仏法…聞所未聞未曾有法…從仏口生從法化生。得仏法分…(10下)

雖從法生不得自在(73中)

tathāgatasya dharme-dēśana śrūtvā……ahaṃ bhagavan bhagavatāḥ putro jyeṣṭha auraso mukhato jāto

dharme-jo dharme-nirmīto dharme-dyādo dharme-niryātāḥ | …adbhuta-dharmam (61)

如來の法の説示を聞いて…世尊よ、私は世尊の長男として口から生れ、法から生れ、法から化生し、法の相續者で、法から満たされました。未曾有の法を(得ました)…と示されている。ここで妙法華經によって訳された法はすべて dharme であるが、仏口より生じ法より化生した云々の言葉は、法と法華經にかかわる人間の繋がりを示すものとして重要な言葉であろう。何故ならば、この後において釈尊は、舍利弗が前生における仏との縁によって、この世に

生まれ出したものであることを語っているからである。法華經に縁をもった人は、仏口から生じ、法より化生した人だとするならば、そこでは声聞・縁覺・菩薩との差はなく、いや、そのような区別があるわけのものではないことになるから、心のありようが問題になって来るであろう。尚、正法華經の訳は法より化生したとしても、それを自在に受けとめることが出来なかったことを示している。

ここまでの舍利弗の言葉をうけて偈は、

同人無漏法……同共一法中 而不_レ得_レ此事 (104)

因平等法 而得無漏……於平等法 而自危削 (73中・下)

tulyeṣu dharmeṣu anāśravaṣu | ……tulyeṣu dharmeṣu aho 'smi mūḍhaḥ | (61)

と、無漏に等しい法の中にありながらも……ああ、等しい法の中にありながら私は愚かであった、と示しているが、正法華經の平等の法という訳は、tulya を受けたものだと思われる。すべての人に釈尊の教え・法は同じように及ぼされているのに、それに気付くか気付かないかの違いによって、大きな差になることを意味するのであろう。愚か mūḍha だったという一句はかかる意味なのだろう。

この外、譬喩品は法についての言葉を沢山に展開しているが、それらはおおむね説法・法輪・是法・正法・像法・四諦法・等々を語るものとして使用されている。これらの使用においては、教え・真理・正法などの決まった概念の上に立つものであろうから、このさい取り上げないことにする。

ただ舍利弗の言葉をうけた釈尊が、今、法華經を説くのは、前生において舍利弗がたてた本願を思い起こさせるためである、と語るところにおいて示された言葉がある。その中に

法華經における法の使用例(望月)

法華經における法の使用例(望月)

我以方便引導汝故生我法中(11中)

爾緣此故興在吾法(74上)

sa tvaṃ śāripuṭra bodhisattva-saṃmanṛitena bodhisattva-rahasyenēha mama pravacana upamaṇaḥ (64)
と示されている。舍利弗よ、汝は菩薩としての計画、菩薩としての秘密によって、私の所説の中に生まれたとあって、妙・正法華經が訳した法は所説 pravacana であることを示し、方便とか縁と訳されたものは菩薩のありようについてのものであったことが分かる。そして、釈尊の所説とは法華經のことであろう。

舍利弗が将来なるであろう華光如来も、

以本願故説三乘法(11中)

当承統説三乘法(74中)

trīṇy eva yānāny ārabhya dharmāṃ deśayisyati | ...api tu praṇidhāna-vaśena dharmāṃ deśayisyati | (65)
三乗より始めて法を説き、誓願力によって法を説くだろうと示されている。ここでの本願・承統・praṇidhānaと表現されているものは菩薩としての計画・秘密ということの上に立つものであるが故に、法華經を説くということは生前からの生命との関わりにおいて成り立つべきものかもしれない。

譬喩品の長い偈において三車火宅の喩を語った釈尊は、一仏乘にたいしてのあり方を語っているが、その中に無量億千の諸の力・解脱・禅定・智慧および仏の余の法あり(15上)という言葉がある。梵文法華經によるとこの余の法は、優れた車ということで一仏乘のことだと思われる。そして、

若有菩薩 於是衆中 能一心聽 諸仏実法(15上)

其有善薩 住於是者 至誠之決 (78中)

samsāra-duḥkhaḥ iha yūya mukta bauddhaṃ tu yānaṃ ca gaveṣṭavyam (91)

輪廻の苦から解法され仏乗を探すべきであるとされている。実法というのは仏乗のことだと思われるが、仏乗が法との意をこめられているということになるであろう。すると法とは人々を法の境界に導いて行こうというものとなるが、正法華経が至誠之決と訳した意味もこのあたりにあるのかもしれない。

我此法印 為欲利益 世間故説 (15中)

是吾法印 是仏最後 微妙善説 (78中)

īya Śariputra mama dharma-mudrā ya paśca kale mama adya bhāṣita (92)

舍利弗よ、私の法印は今日、最後の時によって説かれた、という言葉がある。法印とは dharma-mudrā であることは明白であり、この教えは最後の説示であり、世間の人々の利益のためだということから、これが一仏乗をさすこともまた確実なことであると思われる。

そして、法華経を信受する人の生命の生き様について、こう述べている。

若有信受 此經法二者 是人已曾 見過去仏 (15中)

聞其妙法 当奉持之 為悉供養 過去諸仏 (78中)

dṛṣṭās ca tena purimās tathāgatāḥ satkṛtū teṣāṃ ca kṛto abhūṣi | śrutaś ca dharmo ayam eva-rūpo

ya eta sūtram abhiśradadheta (93)

この經典を信する人は前生において如来たちを見、恭しく供養し、この法を聞いた人たちである、と示されている。

法華経における法の使用例 (望月)

妙法華經において已に會て、過去の（諸仏）と訳され、正法華經によって過去と訳されたものは、*purīṇa* であろうと思われるが、この言葉は *purīṇa* と同じく前生とか過去を示す語であるから、法華經を信じ受持などをする人は前生において仏と巡り合い、そこで仏にたいしての給仕・供養などをして来た人だということになる。すなわちこの仏との縁があるから法華經にお会いをすることが出来たことになるであろう。

2 信解品における法

信解品においては法の使用例はすくない。しかもそれらは、未曾有法・菩薩法・稀有法・小法・大乘法・聞法・法王などのように、すでに決まった概念の立場において使用されたものであるから、ここでの論議の対象とはなりにくい。

ただ、偈の中において迦葉が我々は自ら志願することがなかったと語っているが、その下りに、一切諸法は空寂にしてという言葉がある。すなわち、

一切諸法 皆悉空寂…而自於法 謂是究竟 我等長夜 修習空法¹ (18下)
 寂然在法…今乃究竟 具足最勝 得無為限 当捨陰蓋 長夜精進 修理空誼 (82下)
śāntaḥ kīla sarv' imi dharmā 'nāśravā'……nirvāṇa-pariyanti samucchraye 'smin paribhaviṭā śūnyata dirgha-rātram (117)

実に一切の法は寂にして無漏…滅度の境地で終わる、これ（身）で長夜に空を考えた、というのであるが、空寂・空法・寂然・空というような訳語は、空 *śūnyata* に関わるものであることを示している。これは迦葉が空の思索にだ

け走ってしまっていて、菩薩行を行うということを考えても見なかったことを示そうとしたものであろう。

諸仏於法得最自在 (19上)

於一切世 諸法中尊 皆為大神 (83上)

dharmśvaro īśvaru sarva-loke mahāśvaro loka-vinayakendraḥ (120)

(仏は)法の自在者、一切世間における大自在者で世間を指導するインドラである、という言葉が最後にある。この世をすべて自在に見ることが出来る仏にとっては、法のままにものを見、ものごとに処することが出来るのであるが、仏と法とが一如しているからであろう。迦葉のものの見方と仏の見方との違いこそ、法華經の立つべきところなのだろう。

3 藥草喻品・授記品における法

藥草喻品の冒頭には、釈尊の言葉として、

如來是諸法之王…如來觀一切諸法之所歸趣 (19上)

如來之懸無能限者…世尊普入一切諸誼 (83中)

と如來の能力の素晴らしさを示している。しかし、これに対する梵文法華經は、

dharmasvāmi Kāśyapa taḥgataḥ sarva-dharmāṅgaṃ rāja…taḥgato dharmāṅ yatoḥpaniśipati sa
tathāiva bhavati | sarva-dharmāṅs… (121)

迦葉よ、如來は法の支配者であり一切の法の王(である)…如來はどこで法を説いたとしても、それはありのまま

法華經における法の使用例(望月)

ある。(如来は)一切の法を……と示して、法は dharma の訳であり、妙・正両法華経と同じような記述となっている。しかしながらこの引用部分は一分で、如来はあらゆる法を正しく説き、如来の知恵によって説き、一切の法の目的を見定め……、という具合に続けられて詳しい記述となっている。これは如来は法において、まったく自在なることを強調しようとしたためかもしれないが、理由は分からない。

この藥草喻品においても、聴法・法門・説法などの使用例は多い。その中から別の見方をとりあげてみると、

如来説法一相一味(19中)

如来演法一品如是(83下)

tathagato 'rhan samyak-sambuddho yaṃ dharmam bhāṣate sarvaḥ sa dharma eka-roso (124)

等正覚者の如来が法を語っても、その法はすべて一つの味である、という言葉がある。妙・正・梵の三法華経ともに同じ内容の表現であるが、釈尊によって説かれる法 dharma はどんな言葉でどんな説かれ方をしたところで、一味だというのは何故なのだろうか。

更にもう一度、一相一味に言及されているが、そこには解脱相・離相・滅相・究竟涅槃・常寂滅相で終に空に帰す(19下)と語られており、梵文法華経には akāśa-gatikam (虚空に行へ 124・125)とあって śūnyata 空が使用されたのではないことを示している。虚空と空この二語にはどのような関連があるのだろうか。虚空をすべて包み込んでしまうような単なる広がり、と考えてはいけないのではなからうか。もっと違う後の從地涌出品で示すような、理念の広がり的に考えて見るべきことかもしれない。

そして、所以者何として続けられる次の言葉を見ると

唯^二如来^一。知^レ此衆生種相体性。念^レ何事^一。思^レ何事^一。修^レ何事^一。云何念。云何思。云何修。以何法念。以何法思。以何法修。以何法得^レ何法^一 (109中)

と語られ、さらに何法という言葉が繰り返して使用されている。法という言葉がたくさんに使用されているわけであるが、ここで示される何法とはどのようなものなのか、とりあえず正・梵阿法華經の該当箇所を見ると、そこには群生根本形所像類。如所想念。已念当念所可施行。以行当行所当行者。諸所因縁。所当獲致所当說者。(83下)

tahagata eva Kāśyapa tan sattvaṃ tathā janāti ye ca te yathā ca te yadrśās ca te | yaṃ ca te cinta-
yanti yathā ca te cintayanti yena ca te cintayanti | ...bhāvayanti...prāṇuvanti... (124)

如来こそ、これらの衆生等がそのようなものであり、どのようなものであり、いかようなものであるかを知っている。彼等がなにを考え、どのように考え、いかように考えるかを知っている。なにを為すか…、なにを達成するか(知っている)…、と示されている。この文中…の部分はこのように・いかようにという文章の繰り返しであるから省略した。そして妙法華經が以何法念と訳した以下の言葉は、この梵文の次に示されているのだが、その中においても法に該当するような言葉は使用されていない。

しかし yat・yatha・yadrśās などの言葉は、方便品の十如是のところにおいても使用されていることを思うと、法を語るものとしての何か深い意味あいがかめられているかもしれない。

かくて大雲が大地に雨を降らせ樹木を繁茂させるように、仏は世に出現すると衆生のために法を説くのだといひ、

為^レ諸衆生^一 分別演^レ說 諸法之実 (80上)

為衆說法 以是誠行 示於衆生 (84上)

法華經における法の使用例(望月)

法華經における法の使用例(望月)

utpadya ca bhāsati loka-nātho bhūtaṃ carīṃ darśayate ca prāṇināṃ (127)

世間の主は出現すると人間たちにあるのままな行いを語る、と示している。ここでは妙法華經が諸法之美と訳したものは bhūta であることが分かる。bhūta であるからそれはありのままにそこにあることを意味するから、正法華經は誠行と訳したのであろう。

妙法華經の卷末に近く一法・一味の法などの言葉が妙法華經には見られるが、これらは dharma の訳であり、それに続いて、

諸仏之法 常以二味 令諸世間 普得具足 (20中)

設使世間 行慈愍法 常以經典 飽滿天下 以現世間 令普安穩 (84下)

iyam sādā loka-hitāya dharmatā tarpeṭi dharmen' imu sarva-lokam (130)

法性は常に世間の利益のためであり、法において一切の世間を満足させる、と示されている。ここでは dharma と dharmatā とが使用されており、妙法華經はこれをただ法の一語に訳しているが、正法華經の訳である慈愍法という言葉は、二つの梵文のどちらの言葉なのだろうか。判然とはしない。

授記品は四大声聞への授記が語り示される品であるから、そこにおいては当然のこと正法は何年、像法は何年続くということが語られるから、正法・像法そして仏法・法王などの使用例が沢山ある。しかしこれらは先述のような理由により、指摘するだけにしておこう。

尚、須菩提が名相如来に将来になるであろうと予告された偈の中において、

其仏説法 現於無量 神通變化 不可思議 (21中)

脱門無礙 而処安穩 計神足力 不可思議 (87中)

acintiyam rddhi-balan ca bhesyati prakāṣayantasy' imam agra-bodhim (150)

最高の覺りを説くのに現す神通力は考えられないとあって、'agra-bodhi'の語が法と訳されたものであることを示している。正法華經はまったくの意識であろうと思われる。

4 化城喻品における法

化城喻品においても法の使用例は多い。中でも諸仏法・無漏法・法輪・説法などの例があるが、十六王子や大梵天王たちが仏に法輪を転ずることを請うという説示の内容からして、法輪の語は際立って多くの使用が見られる。しかし、これらの語は定まった述語のような使用だと思われるので、今は言及しないことにする。

そして、梵天王が大通智勝如来に法輪を転ずることを請う段の、偈の中において次のような言葉が示されている。

大聖転法輪 顯示諸法相 度苦惱衆生 令得大歡喜 衆生聞此法 (28下)

最上大人 願転法輪 惟講經典 為十方人 度脱羣萌 苦惱之患 (90下)

pravartaya cakra-varaṃ mahā-mune prakāṣaya dharmu daśa-disāsu | tarehi sattvaṃ dukha-dharma-pīṭhaṃ prāmodya-harsaṃ janayasya dehinām (170)

偉大な賢者よ、車輪を転じ十方において法を説き給え。duḥka-dharma-pīṭhaの衆生を救って下さう、と示されている。ここで妙・正阿法華經によって訳された法輪は cakra-vara のことであって、ここには dharma という言葉が使われていないから、正確には車輪のことであって法輪ではないが、その次に法を説けという言葉があるところか

法華經における法の使用例(望月)

らして、車輪は法輪であるとしたのも自然の流れであろう。そして、妙法華經の法相という訳は、法を説き給えという言葉を受けたものだと思われるが正法華經はこれを經典と訳したことになる。法を説いたものが經典だということなのかもしれない。

そして妙法華經の聞此法の一句にあてはまるものは正法華經には見られず、梵文法華經にも直接の表現としては見られない。上掲した文では、*dukha-dharma-pīṭhan* と表現されたところがあるが、これを訳出した松濤誠廉等訳の『法華經』（大乘仏典4）には「苦に悩む衆生たちをお救いください」とされており、岩本裕訳の『法華經』（岩波文庫）にては、「苦悩の迫害に打ちひしがれた者たちを濟度されよ」と示されている。これらの訳はともかくとしてこのでの *dharma* が何かの關係をもっているのだろうか。

ともあれ、このような十六王子らの請に応じて、仏は四諦・十二因縁法を説かれるのであるが、その記述をした中には次のような言葉がある。

以て不受一切法故…第二第三第四說法時…亦以て不受一切法 (25上)

分別此誼…如是至三。第四說經。(61下)

anupāday' asravaḥbyas cīṭṭāni vimuktāni…dviṭṭyaṃ dharma-desānaṃ akarsīṭ tṛṭyaṃ… (179)

(人)の(心)は苦悩から解放され自由になった…第二の法を説き、(第三の法を説き、第四の法を説き)と示されている。この場面での妙・正・梵の三法華經の説示を見ると、法を説いたということでは一様であるけれども、妙法華經における不受一切法という語句については、苦悩から解放され、ということが梵文法華經の表現であるので、一切法という時の法 *dharma* の義は示されていない。何故に一切法と訳出したのか分からないが、正法華經の分別此誼

の訳は、この品での説示の内容を受けとめた上でのものであることを示したものであろう。

そして、大通智勝如来が道場に座られたけれども、覺りが開かれなかったということ述べた偈の中では、妙法華經には仏法不現前（26上）とあるが、これにたいする正法華經と梵文法華經には、それぞれ、尚未得成 究竟道誼（93上）' na lapsi bodhim paramatha-darsi (190) 最高の義が現れ、覺りに達しなかったと示されている。すなわち、妙法華經は仏の法が目の前に現れるという表現で法の語を示しているのにならして、正・梵両法華經には法 dharma の語は見られない。妙法華經では bodhi の語を法と訳しているように思われるのであるが、覺りは法 dharma を覺るということから、こゝ表現されたのであろうか。覺りを開くことを現在前するという方は、仏伝などでもよく語られているものであるから、こゝいわれたのであろう。

品末に近く、大乘の法 agra-dharma を説き給えという請に應じて、仏は十六王子の宿世の所行を知って教えを説かれるのだが、そこには、

分別眞実法 菩薩所行道（26下）：爾乃集大衆 為説眞実法（27上）

於時大聖 為現眞諦 顯揚專布（33下）：一切衆會 乃演斯法（94中）

bhūtam carim darsayi loka-natho yatha caranto vidu-bodhisattvāḥ (193) ...tada ca sarvān iha saṃnipāṭya

bhūtartham akhyāmi yathāśa dharmāḥ (198)

賢明な菩薩たちが行ったように、世の指導者はありのままな行を示し、…衆生らをここに集めて、かの法のようにありのままな義を語ろう、と示されている。すなわち妙法華經において眞実法と訳され、正法華經において眞諦・法と訳されたものは bhūta という言葉であることが分かる。この bhūta が法と訳される場面は法華經においても序品

においてすでに認められるところであり、方便品においても *bhūta-vādi* として、仏はありのままの語を語るものであるとして、その言葉は正しく間違いない真実の教えであることを示していたところがあった。

すなわち、序品の第七十二偈では *bhūtiṃ padarṇ śāntaṃ anśravaṇ* 寂靜にして無漏なるありのままな言葉が、知法寂滅相と妙法華經によって訳されている。方便品の三止三請の直前に釈尊が舍利弗に語った言葉として、まさに信ずべし仏の所説は虚妄ならずというのがそれで、*bhūta-vādi* と示されている。

5 五百弟子受記・授学無学人記品における法

富樓那が釈尊の方便の説法を聞き、また前生からの仏と自分との関係のある事を聞いたことによって、心が踊躍することを感ずるのであるが、その時のことを智慧方便による随宜説法(67中)と妙法華經は表現している。正法華經はただ善權示現方便(64中)と述べるだけで説法については触れていない。梵文法華經は

upāya-kausalya-jāna-darśanaṃ saṃdhabhāṣita-nirdeśaṃ (199)

智慧による善巧方便が示され、深い意味の説示を聞いて、と語られている。したがって随宜説法の法というのは、直接に *dharma* ではなく説示 *nirdeśa* であることが分かる。

そして、釈尊は富樓那が過去・現在・未来においても第一の説法人であると語るが、そこでは、於諸仏所説空法¹。明了通達。…常能審諦清淨説法。(271)

宣散經誼分別空慧。志無所著。若説經時無有猶豫。靡不通達未常弊礙 (95下)

sarvatra ca śūnyatā-gatiṃ-gato 'bhūt...parisūddha-dharma-deśakāś cābhūt (200)

すべてにおいて空に通達していた…清浄な法を説示した、と示されている。諸仏が説く空法とは *śūnyata* のことで、これを正法華経は空慧と訳し、清浄な説法とは清浄な *dharma* のことで、説経とも訳されている。

一方、授学無学人記品においては、阿難に関する記述の中で、釈尊と阿難とは空王如来のもとともに修行をしたことがあったが、その時に阿難は多聞をねがって精進し、今また釈尊の教えを聞いて正法の護持につとめているから、山海慧自在通王如来となるであろうといわれているが、それに関して阿難は、

護持我法…護持諸仏法、(30上)

奉持法蔵…以大道故 奉持正法、(98中)

saddharma-kośa-dhara eva bhavati sma…saddharma dhāremi ca bodhi-karaṇāt (218・9)

正法の蔵を持つものとなり…菩提を得させるために正法を私は保つと示されており、我が法も仏法も法蔵も正法もすべて *saddharma* 正法であることが明白である。

そして、羅睺羅に関しては、釈尊の長子であったので、常に諸仏の長子となるであろうとして、

受て法爲法子、(30上)

斯仏之子、(98下)

bodhiṃ mi prāptasya mamaśya putro dharmasya dāyādya-dhāro maharājā (220)

私が覺りに達した時、私の息子は法を持つ相続人、偉大な仙人であると示されて、法子・仏子は *dharma* を相続する人であるとなしている。すなわち、法というものは仏によって説かれるものであり、この世のありのままな様を説くものであり、次の世代に引き継がれて行かなければならないものであろう。それが法子であり仏子であるというべ

法華經における法の使用例(望月)

まひまろう。

- (1) 依所とした梵本には、sukhatoとして書かれているが、荻原雲来、土田勝弥による『梵文法華經』の脚注には、sukhatoのsはuの誤りなるべしとあり、mukhatoと改めた(同書60)、とある。
- (2) 松澤誠康等訳『法華經』1巻P200 坂本幸男、岩本裕訳『法華經』中巻P39